

# ノルウェーの政策概要

## ■ 政策枠組

総合計画	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>循環型経済における海洋ごみ削減に向けたプラスチック戦略（詳述①）</u></li><li>● ノルウェー海総合管理計画</li></ul>
------	--

基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 廃棄物防止法、公害防止法</li><li>● <u>プラスチック容器包装のEPR制度（詳述②）</u></li><li>● 漁具やプラスチック器具のEPR制度案</li><li>● <u>海洋ごみ防止対策の評価（詳述③）</u></li></ul>
---------------------------	--

## ■ 資源循環

リデュース	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>2021年7月から使い捨てプラスチック製品の禁止予定（詳述④）</u></li></ul>
-------	--

リユース リサイクル	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>PETボトルのデポジット制度（詳述⑤）</u></li></ul>
---------------	--

マイクロ ビーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>● タイヤ、塗料、繊維、化粧品、洗浄品由来のマイクロプラスチック拡散防止のためのマッピングを作成</li></ul>
-------------	--

代替素材	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生分解性プラスチックなどバイオベースの代替品への知識の集積</li></ul>
------	---

公共調達	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公共調達におけるプラスチック製品の削減に関するガイドラインを発行</li></ul>
------	--

## ■ 適正処理

廃棄物処理 体制	<ul style="list-style-type: none"><li>● 建設廃棄物の回収基準値の設定</li><li>● 自治体の海洋ごみ回収・処理の無料化</li></ul>
-------------	--

流出防止	<ul style="list-style-type: none"><li>● レジャーボート処理に係る補助金制度</li></ul>
------	---

ごみ回収	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>漁具の回収プログラム（詳述⑥）</u></li><li>● <u>海洋ごみの清掃活動に対する助成金（詳述⑦）</u></li><li>● 海洋ごみマッピングの作成とモニタリング</li></ul>
------	---

## ■ 横断的取組

技術開発	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>海洋ごみ・マイクロプラスチック対策への開発プログラム（詳述⑧）</u></li><li>● <u>プラスチック袋用環境基金（詳述⑨）</u></li></ul>
------	---

普及啓発 官民協力	<ul style="list-style-type: none"><li>● 州、自治体、民間、環境団体等の自主クリーンアップ活動に資金提供</li></ul>
--------------	---

科学的知見 の蓄積	<ul style="list-style-type: none"><li>● ノルウェー技術専門センター</li><li>● 油流出対策・海洋環境センターの設立</li></ul>
--------------	---

国際協力	<ul style="list-style-type: none"><li>● 海洋ごみ削減開発プログラムによる途上国支援</li><li>● IMOの海洋ごみプロジェクトに資金協力</li></ul>
------	---

報告書「循環型経済における廃棄物政策の役割」において、海洋プラスチックごみと国内外のマイクロプラスチック削減に向けたプラスチック戦略を発表した。

策定年・期間 2018年2月国会により承認

## 目標等

廃棄物政策における国家環境目標として、①健康や環境に有害な物質の排出を禁止すること（指標は処分が不明な有害廃棄物の量）②廃棄物量を大幅に削減し、可能な限りの最善の方法で資源やエネルギーを再利用すること（指標はGDP成長に関連した廃棄物総量とリサイクル量の割合）

## 対策

- **回収**：最大の発生源からの排出削減や沿岸域及び優先度の高い地域における海洋ごみの回収を計画。海洋ごみの回収の中心的役割はLofoten/Vesterålenに設置する油流出対策・海洋環境センターが担う。
- **マイクロプラスチックの発生源対策**：MPの発生源である車のタイヤ、人工芝、塗料、織物、化粧品、洗剤等の排出防止対策を推進。
- **補助金**：海洋ごみやマイクロプラスチックの削減に向けた取り組みを実施する自治体への補助金制度を創設。
- **国際協力**：廃棄物管理システムを構築し、海洋ごみに関する意識を向上させるため、発展途上国向けの海洋ごみ回収プログラムを実施。

## ②ノルウェー：プラスチック容器包装のEPR制度

プラスチック容器包装の回収及び処理に関して、生産責任団体（PRO）が資金的責任と一部の組織的責任を負っている。

開始年・期間 不明。実施中

対象

プラスチック飲料ボトル以外のプラスチック容器包装

内容

- Grønt Punkt Norge社とNorsirk社がノルウェーの家庭及び事業者から排出されるプラスチック容包装器のリサイクル・処理を行えるPROとして政府から承認を受けている。
- プラスチック容器包装を含む一般廃棄物の収集は自治体の責任である。回収後の管理責任はPROに譲渡される。回収後の分別・リサイクル等の処理はPROの責任下にある。混合廃棄物の分別施設を所有する自治体は廃棄物の異なるプラスチックの種類への分別も行っている。
- PROは収集費用に関する費用を自治体へ支払っている（平均1トン当たり617NOK）。
- 事業者から廃棄物を回収している廃棄物業者にはPROから収集・処理に関する費用が支払われている。

実績

2018年におけるプラ容器包装廃棄物のリサイクル率は、家庭系30%、事業系37%であった。

### ③ ノルウェー：海洋ごみ防止対策の評価

環境庁が2016年に行った海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックの排出源の対策の評価の更新を2020年に行った。

開始年・期間 2020年9月7日公表

対象

海洋プラスチックごみ全般及びマイクロプラスチック

内容

漁具や水産業由来のごみが国内の海洋プラスチックごみの主な発生源となっているとの評価を踏まえて、ノルウェー環境庁は以下の提案を行った（一部抜粋）

- 漁業及び養殖産業にプラスチック漁具を生産・輸入する業者に対して適正な生産者責任の導入。
- 使い捨てプラスチック製品の製造業者に対する生産者責任の拡大、ごみのクリーンアップ費用の負担の補助。
- 国際的な対応を行うため、モニタリング手法の統一化や知識の集約。
- 養殖施設におけるプラスチックごみの投棄と廃棄物管理に関するガイダンスの作成。
- 港における総合廃棄物料金の導入。
- マイクロプラスチック排出源からの排出量データの更新
- 海洋ごみのクリーンアップ補助金の継続と石油保護・海洋環境センター（SOMM）への責任譲渡
- 海洋ごみクリーンアップの国家計画を作成し、SOMMの実行責任の任命。
- 海洋ごみ関連調査プログラムを推進し、OSPARや北極評議会でのモニタリング手法への貢献の継続。

# ④ノルウェー：使い捨てプラ製品の禁止法案

EUのプラスチック製品指令を遵守するための、使い捨てプラスチック製品の使用禁止法案。

**開始年・期間** 2021年7月開始を提案。環境庁が気候・環境省へ提案提出。

## 対象

カトラリー（スプーン、フォーク等）、皿、ストロー、マドラー、風船用の棒、綿棒、テイクアウト用食品容器、発泡スチロール製飲料コップ

## 内容

- 流通禁止：使い捨てプラ製品、発泡スチロール製の食品容器、酸化型分解性プラ製品
- 消費削減：飲料カップ(カバー・蓋を含む)・食品容器。加盟国は2026年の削減目標(2022年比)の設定が必要
- 分別収集：飲料ボトルを2025年までに77%、2029年までに90%回収
- 設計要件：飲料ボトルに再生材を2025年までに25%以上(PET)、2030年までに30%(全種)利用
- EPR：飲料ボトル・食品容器・食品包装材(お菓子の袋や外装など)・軽量レジ袋・フィルター付きたばこ等の回収・データ収集・意識向上のための費用負担、漁具に対する取組みとEU回収目標のための監視・評価

## 実績

ノルウェー環境庁からの委託で調査を行ったコンサル会社によると、年間19億個の使い捨て製品の使用削減が見込まれる。

## ⑤ ノルウェー：使い捨てPETボトルのデポジット制度

デポジット対象ラベルが貼ってある飲料用のPETボトルは、リバース・ベンディング・マシン（RVM）または小売店の店員によって回収され、回収時に容器に表示されたデポジット額が払い戻される仕組みになっている。非営利組織であるノルウェー飲料容器リサイクル協会（Infinitum AS）が運営している。

開始年・期間	1999年開始
--------	---------

対象	
----	--

デポジット対象ラベルが貼ってある飲料用PETボトル

内容	
----	--

- ・0.5 ℓ 未満のPETボトル1本あたり：2NOK、0.5 ℓ 以上のPETボトル1本あたり：3NOK
- ・プラスチックの製造業者は、基本税（1.23NOK）とプラスチックのリサイクル率に応じて変化する環境税を支払う。ほぼ全ての業者がボトル・デポジット・スキームに署名しており、このスキームにおいてリサイクル率が95%以上を達成すると、業者は環境税を全額免除される。2020年の環境税は3.62NOK。直近の過去7年間(2011年～2017年)は、この95%目標が達成されていた。

実績	
----	--

2019年は556,570,503本のボトルを回収（回収率89.4%）。

## ⑥ ノルウェー：漁具の回収プログラム

海洋資源法により、商業漁業のための漁師が漁具を紛失した場合、海上保安庁 (Coast Guard)へ報告することを義務づけている。水産局は毎年回収調査を実施している。

開始年・期間 1983年開始

対象

放棄・紛失・投棄された漁具(ALDFG)

内容

- レクリエーション用の釣りで紛失された漁具は、「Fritidsfiske」と呼ばれるアプリを使って、紛失と発見を可視化し、回収が促進されている。
- 北欧協議会のメンバーとしてClean Nordic Oceansによって、漁具回収が促進され、海上での対策として、漁具の位置が見えるようにする、漁具のマーキング、手順の改善、紛失漁具の場所特定、紛失漁具の回収、陸上での対策として、漁具の取扱方法、漁具の素材及びデザインの再考が提案されている。

実績

2010年～2017年で、毎年300袋以上の漁具がNofir工場でリサイクルされた。

1983年以来、漁具1000トン以上、網22,000枚以上（累計）が回収された。

# ⑦ノルウェー：海洋ごみの清掃活動に対する助成金



環境庁は、沿岸域・河川・湖沼におけるごみの清掃活動に対する助成金を創設したほか、活動週間の設定や活動内容に関する情報発信のプラットフォームの設置を行った。

開始年・期間 助成金は2018年及び2019年実施。清掃週間は2011年から開始。

## 内容

- **助成金の対象となる事業**：清掃活動のコーディネーション及び海洋ごみの運搬と搬入、海洋ごみの防止に寄与する活動（情報やガイダンス資料、意識啓発キャンペーン、ワークショップ）
- **助成金の対象となる団体**：NGO等の非営利組織や団体登録されている財団、個人事業者以外の民間企業、独立した自治体・自治体間企業及び共同組合（例：廃棄物処理企業）
- **清掃デー・清掃週間**：政府が資金提供している民間イニシアティブであるKeep Norway Cleanは、3月の春に清掃デー、9月に海岸清掃週間を設定している。
- **情報プラットフォーム**：2018年に政府は、ノルウェー石油流出対策・海洋環境センターを清掃活動の情報プラットフォームとして設置したほか、ノルウェー沿岸における清掃活動のマッピングツールを開発した。

## 実績

助成金額について、2018年は合計8,000万NOK（約10億円）、2019年は6,500万NOK（約8.2億円）。

## ⑧ ノルウェー：海洋ごみ及びマイクロプラスチック対策への開発プログラム

途上国の主要な排出源からの海洋ごみ及びマイクロプラスチックを大幅に削減・防止するための支援プログラム。2019年－2022年で16億NOK（約203億円程度）の資金を用意している。

開始年・期間 2018年開始

### 内容

- 以下の4つの成果に焦点をあてている。
  - パートナー国のプラスチック廃棄物管理の改善。
  - 特定の沿岸域及び河川における廃棄物の回収、回収された廃棄物の持続可能な管理。
  - 持続可能な生産と使用、及び責任ある廃棄物管理に関する民間セクターのパフォーマンスの改善。
  - 海洋ごみ防止に向けた国家・地域措置及び国際的なコミットメントの強化。
- 陸域における廃棄物管理システムの構築、科学的知見の集約に貢献できる研究・調査、海岸清掃・回収活動に関するイニシアティブに対して資金提供が行われている。

### 実績

2019年に34の事業に対して、計2億3,600万NOK（約30億円）の資金提供があった。

# ⑨ ノルウェー：プラスチック袋用環境基金

プラスチック袋の使用削減を求めるEU指令を遵守するため、ノルウェー小売業者環境基金（HMF）を設立。スーパー、小売店、流通業者が基金を保有し、運営を行っている。

開始年・期間 2017年

対象

販売する全てのプラスチック製袋

内容

- 環境基金の加盟団体は販売する全てのプラスチック袋に課金することが義務付けられている。
- 集められた資金はクリーンアップ事業や技術・イノベーションへの支援等のプラスチック汚染を防止・削減する国内外のイニシアティブの財源となっている。
- 基金は以下の三つの事項を目標としている。
  1. 海洋関連の投げ捨てに加えて、プラスチック汚染の防止とクリーンアップ
  2. プラスチック袋の使用削減
  3. プラスチックのリサイクル増大に向けた措置の支援による資源効率性の向上

実績

2018年までに、国内で販売されたプラスチック袋の80-90%に課金された。